



平成25年4月26日

各 位

会 社 名	サトーホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役執行役員社長 松山 一雄
(コード番号)	6287 東証第一部
U R L	http://www.sato.co.jp
問い合わせ先	取締役常務執行役員 櫛田 晃裕
電 話 番 号	03(6665)0639

株式報酬型ストック・オプション導入に関するお知らせ

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、役員報酬の見直し（再構築）を行うとともに、取締役に對して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成25年6月21日開催予定の第63回定時株主総会に付議することいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

取締役の報酬について、業績及び株主価値の連動性を明確にし、長期的な業績を報酬に反映させ、株主の皆様との利益を一致させることを目的として、取締役に對し株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

2. 内容

(1) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは、当社取締役に對して年額400万円を上限として割り当てます。当社取締役に對する報酬の総額としましては従来から年額4億円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、社外取締役及び監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は、2,500個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式25,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は10株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当社に對する報酬債権を相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については相続による場合を除き原則として認めません。

⑥権利行使の条件

新株予約権者は当社の取締役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細ならびにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

(ご参考)

当社は、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される金額を払込金額として発行する予定であります。

以 上